

伊万里市特定空家等除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、伊万里市空家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第25号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）の除却を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告に従って空家等の除却を行う者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該空家等の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税の家屋課税台帳又は納税通知書）に所有者として記録されている者（法人を除く。）又はその相続人
- (2) 前号に規定する者から当該空家等の除却について同意を受けた者又は非営利団体
- (3) 当該空家等の不在者財産管理人（民法（明治29年法律第89号）第25条第1項に規定する財産の管理人をいう。）、所有者不明建物管理人（同法第264条の8第4項に規定する所有者不明建物管理人をいう。）又は相続財産清算人（同法第952条第1項に規定する相続財産の清算人をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者

としない。

- (1) 前項各号に掲げる者が伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等である場合
- (2) 補助金の交付の申請時において、前項第1号に規定する所有者又はその相続人が、市税等（伊万里市税条例（昭和29年条例第24号）第3条及び伊万里市国民健康保険条例（昭和34年条例第19号）第10条に規定する税（市外に居住する者にあつては、居住する市区町村におけるこれらに相当する税）をいう。）を滞納している場合（補助金の交付の申請をしようとする者が、前項第2号に規定する非営利団体又は同項第3号に掲げる者である場合を除く。）
- (3) 空家等に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、権利者全員から当該空家等を除去することについて同意を得られない場合
- (4) 空家等の登記が共有名義である場合において、共有者全員から当該空家等を除去することについて同意を得られない場合

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、特定空家等（木造（一部軽量鉄骨造を含む。）に限る。）を除却する工事とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の規定による登録を受けた市内に本店若しくは支店を置く法人又は市内に住所を置く個人事業者に請け負わせるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空家等の解体並びに資材等の運搬及び処分に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り

捨てた額) とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事計画書 (様式第2号)
- (2) 工事見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号) 及び地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。) を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。
- (6) 規則第8条第1項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定

の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

- (7) 補助事業完了後の跡地について、周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

(交付の決定)

第9条 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書は、様式第3号のとおりとする。

(補助事業の変更等)

第10条 第8条第2号又は第3号の規定により、市長に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 規則第8条第3項に規定する補助金交付変更通知書は、様式第5号のとおりとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、様式第6号のとおりとし、その提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

- 2 前項の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事着工前及び完了後の写真
- (3) 工事完了証明書（様式第7号）
- (4) 補助事業に係る領収書又は請求書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 第7条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについて、実績報告書を提出する際に消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

- 4 第7条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについて、実績報告書を提出した後に消費税仕入控除税額が明らかになったときは、その額（減

額して申請又は報告した場合にあっては、その額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第13条に規定する補助金確定通知書は、様式第9号のとおりとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第10号のとおりとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、一括して補助金を交付するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年11月18日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第109号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和8年1月22日告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和8年1月27日告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行する。